

債権管理の適正化に向けた取組みについて

長崎市では、令和4年4月に債権管理条例を施行し、市の債権管理を一層適正化するための取組みを進めています。

令和4年度の取組み

人材育成 相談体制

- ・ 専門知識や技術向上に向けた研修
- ・ 専門部署を設置し、各部署の実務に即した相談体制を整備
- ・ 法的専門家と連携し、困難事例へ対応

法的措置 強制執行

理由なき滞納には
税・保険料：これまでも財産の差押などの措置を実施
その他債権：裁判手続きをつうじた回収を随時実施
ただし、生活困窮世帯には、適切な措置（猶予・分割納付・支援窓口へつなぐなど）

回収につながった主なもの

- ・ 学校給食費 8,000千円
- ・ 奨学資金貸付金回収金 2,140千円 など

法的措置を一部実施

- ・ 学校給食費
- ・ し尿処理手数料

今後の取組み

利便性の向上

納付書のキャッシュレス等推進

原則として市が発行する全ての納付書を、キャッシュレス決済・コンビニ納付可能とする。

R5当初予算

公平性の確保 健全な財政運営

法的措置等の強化

理由なき滞納に対し、裁判所をつうじた法的措置を行う取組みを強化

全ての債権を対象

理由なき滞納は許さない